

宅建政連は会員のために活動します！



宅建政連

66

令和2年8月



新しい時代 着実な成果に向けて

会長 草間時彦

本年度より、神奈川県宅建政治連盟の会長に就任し、その重責に身の引き締まる思いですが、我々業界の輝かしい未来に向け時宜に即したスピード感を持った活動を展開して参る決意です。

本連盟は、不動産業を取り巻く事業環境を維持、向上させるべく、各種要望事項を実現させるため18地区連盟や全国宅建政治連盟をはじめとする関係団体と連携した政治活動を積極的に行い、我々の権益を護るとともに住みよい街づくりに向けた活動に取り組んでいます。

昭和46年の発足以来、諸先輩方による活動は脈々と引き継がれ、国・県・市町村に対する要望の成果として「宅地建物取引業者の媒介報酬額の告示改正」「仲介手数料両手禁止の阻止」や「銀行等の不動産仲介業参入阻止」などに結実しました。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により、国

民生活や経済活動に重大な影響が及び、行政による様々な助成がなされていることは周知の事実ですが、「住」を支える我々不動産業界においても、会員はもとよりテナントからの賃料値下げ要請や緊急経済対策の更なる拡充について救済を求める声を受けたことから、直ちに緊急要望書を提出し、その結果「セーフティーネット保証第5号」の対象に宅地建物取引業者が加えられるとともに、中小企業や個人事業主を対象とした「持続化給付金」、「家賃支援給付金」の創設など迅速な成果を得ています。

「ポストコロナ」という言葉にあるとおり、本感染症による影響は一過性ではありません。政治活動の方法も新しいスタイルに変革していくなか、846万戸に達した空き家の対策として、有効活用が可能な物件の所有者情報の開示に加え、特定空き家の認定、地籍調査、中古住宅の流通の促進など、我が国の将来を見据えながらこれまでの課題に引き続き取り組むことにより、着実な成果として結実できるよう粘り強く要望していく所存です。

現下、社会経済状況はかつてない厳しさにありますが、会員の皆様からの様々なご意見に耳を傾け、その意見を生かした要望活動を真摯かつ迅速に行って参りますので、本連盟の運営に引き続きご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和2・3年度 新体制スタート！

令和2年6月1日(月)開催の年次大会および同年6月18日(木)開催の幹事会において、令和2・3年度の本連盟新体制が、以下のとおり決まりました。

()は
所属地区連盟

副会長



高杉 尚男
(小田原)

幹事長



桐ヶ谷 修幸
(横浜東部)

総務・政策委員会



委員長
嶋村 悟
(横浜北)



副委員長
大西 祥史
(横浜南部)



委員
羽根田 仁
(横浜中央)



委員
横山 芳春
(川崎中)



委員
小野寺伸次
(横須賀三浦)



委員
栗山 隆太
(県央東)



委員
池田 健博
(相模南)

財 務 委 員 会							監 査 役	常 任 相 談 役		
委 員 長	副 委 員 長		委 員							
横溝 徹 (横浜鶴見)	石川 恵 (鎌倉)	芝 直也 (湘南)	栗原 恵司 (横浜西部)	大谷 昌広 (川崎中)	太田 衛 (川崎北)	奥山 誠 (湘南中)	林宝 充男 (湘南中)	松中 秀司 (川崎南)	相沢 一郎 (横浜西部)	山野井正郎 (横浜南部)



4月9日付

顧問国会議員に対する要望事項

1. 決定済み緊急経済対策の迅速な実施について

- (1) 中小企業向け現金給付(中小企業200万円、個人事業主100万円)の速やかな実施
- (2) 生活困窮世帯への現金給付(30万円)の速やかな実施

● 要望の趣旨

4月6日、新型コロナウイルス感染症対策本部で、生活困窮世帯に30万円、厳しい状況にある中堅、中小企業に200万円、個人事業主に100万円の現金給付を行うことが決定されました。

即効性のある現金給付の実施に向けて要望しました。

成果

中小法人、個人事業主向け持続化給付金

創設

国民1人当たり10万円特別定額給付金

2. 緊急経済対策の拡充

- (1) 休業補償制度の創設
- (2) 給与保証制度の創設

● 要望の趣旨

4月7日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

これにより、法に基づく店舗に対する営業自粛要請が可能になりました。4月8日開催の全国知事会緊急対策本部では、国に対し「営業自粛の損失補償」を要望しました。

事業所で働く従業員に対する雇用調整助成金制度は新たに設けられましたが、中小企業や個人事業主の内部留保は潤沢とは言えず、事業所の休業による助成はなく、創設について要望しました。

成果

雇用調整助成金の特例措置

拡充

4月22日付

神奈川県知事および自民党神奈川県議会議員団に対する要望事項

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に盛り込まれた地方自治体への1兆円の臨時交付金を活用し、コロナ感染で売り上げが減少した中小事業者(テナント)に対する賃料助成制度の創設

● 要望の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染問題を受け、中小・小規模事業者は、休業もしくは大幅な営業縮小により売り上げが激減し、事業継続のための維持費や賃料の支払いが困難な状況となっています。

その結果、賃貸事業者(貸主)が、テナント(借主)から賃料の減免や支払い猶予等について相談を受けるケースが急増し、3月31日付で国土交通省より賃貸事業者に対し、賃料の支払いが困難なテナントへの柔軟な措置を検討するよう協力要請がなされました。

しかしながら、賃貸事業者側もテナントからの賃料収入が途絶えれば金融機関への返済や納税等が滞り、最悪の場合、賃貸経営の継続が困難な状況に陥ります。

このような現状を踏まえ、先般閣議決定された地方自治体への臨時交付金を活用し、当該助成金が賃料の支払いに確実に充てられるよう中小事業者(テナント)に対する賃料の助成制度創設を要望しました。

成果

中小法人・個人事業者向け家賃支援給付金

創設





4月28日付

自民党横浜市会議員団に対する要望事項

売上等収入が減少した中小企業者に向けた支援制度の創設

● 要望の趣旨

緊急事態宣言により、中小企業に200万円、個人事業主に100万円の現金給付に関する緊急経済対策について決定はしているものの、いまだ給付にはいたっておりません。

神奈川県からは最大30万円の感染症拡大防止協力金が発表されていますが、休業した事業者への協力金としては充分とはいえません。

また、横浜市からの情報が不足しています。神奈川県を支給対象者と同一条件の事業者に対して家賃補助等の支援制度創設を要望しました。

4月28日付

自民党神奈川県議会議員団および自民党横浜市会議員団に対する要望

マンション等の集合住宅に対する集団感染防止策や感染者発生後の対応マニュアルの作成および感染情報の提供（店舗建物等のエレベーターの対応も含む）

● 要望の趣旨

マンション等の集合住宅は、エレベーターやエントランスのドア等の共用部に多数の人が接触する場所が多く、管理会社や管理組合は、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底する必要があります。そのためには、感染予防マニュアルもしくはガイドラインが必要です。

また、その集合住宅から感染者が発生した場合は、入居者に注意喚起を促さなければクラスター感染のリスクが伴うため、入居者の中から感染者が発生したことを把握することにより、二次感染を防ぐこともできます。

行政より管理会社や管理組合に対し、感染者が発生した旨の情報提供をしていただくとともに、対応マニュアルもしくはガイドラインの提供について要望しました。



7月14日付

各党・会派の神奈川県議会議員団に対する要望

住居確保給付金支給基準の見直しについて

● 要望の趣旨

居住用の家賃の助成としては、「住居確保給付金制度」がありますが、支給要件は、離職、自営業を廃業した方となっています。受給の収入基準額、支給額では、コロナショックにより一時的に収入が大幅に減少した世帯の救済は難しい状況です。

横浜市では収入の上限額（月額）は、1人世帯136,000円、2人世帯192,000円、3人世帯240,000円、4人世帯282,000円となっており、基準額（1人世帯84,000円、2人世帯130,000円、3人世帯172,000円、4人世帯214,000円）を超える収入の世帯には基準額を超えた額を支給上限家賃から減額する制度になっています。

経済活動自粛期間中においては、離職、自営業を廃業した方等に加え、収入が大幅に減少した方を対象にし、受給対象者の受給要件緩和とともに支給基準額、収入上限額の引き上げを要望しました。





1. 国会議員に対する要望成果

国会議員に対し、全政連と連携のうえ、要望活動を行った結果、主に次の回答および成果を得ました。

(1) 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置を創設

空き家・空き地問題が深刻化し、低未利用地が増加傾向にある中、このような土地の譲渡を促進し、更なる所有者不明の土地の発生を防止するとともに地域経済の活性化を期するため、譲渡価額が500万円以下で、都市計画区域内にある一定の低未利用地を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置が創設されました。

平成16年度の税制改正により、長期譲渡所得の100万円控除が廃止されてから、本連盟は会員の要望と更なる地域活性化のため、顧問国会議員、全政連と連携をとり、粘り強い継続した要望活動が成果として繋がり、特例措置創設の実現に至りました。



(2) 本年度の土地住宅税制について

各種不動産税制の特例期限の延長等を要望した結果、次に掲げる不動産税制の特例期限が延長および拡充されることになりました。

- ・住宅用家屋の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- ・宅建業者が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間

要件を緩和する特例措置の延長

- ・特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の延長
- ・Jリート及びSPCが取得する不動産に係る流通税の特例措置の延長等

このほか、各種不動産税制の特別措置の適用期限の延長や地域福利増進事業に係る特例措置の創設がなされました。

(3) 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に伴う宅地建物取引士講習の実施方法変更について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の迅速な対応として、法定講習の「3密」状況を回避するため、受講者が一堂に会する講習から自宅学習方式等に早急に変更するよう全国に先駆けて関連団体と連携して要望し、実施に係る特例として「宅地建物取引業法施行規則第14条の17第3号の規程に基づく、宅地建物取引士に対する講習の実施要領」の一部が改正される成果を得ました。これにより、宅地建物取引士の安全確保を優先した「自宅学習方式」による法定講習を実現しました。

2. 神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市各議員団に対する要望成果

神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市の各党・各会派の議員団に対して要望活動を行うとともに、主に次の回答および成果を得ました。

神奈川県に対する要望活動と結果

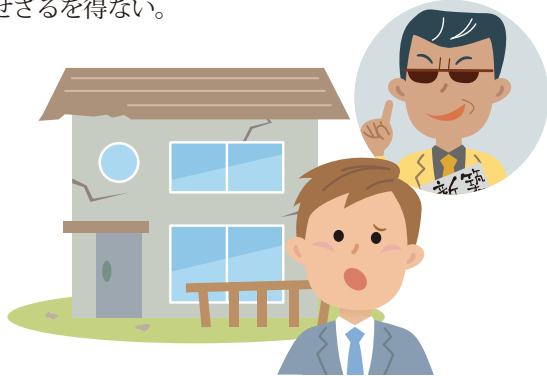
① 空き家対策に向けた取り組みについて

回答 各市町村に空き家の専門部署を創設することについて、全市町村で構成されている「空き家対策行政実務者会議」等で促していく。

② 反社会的勢力に関する情報開示について

回答 部外への暴力団情報の提供については、暴力団排除等の公益目的の達成のために必要で、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成すること

が困難な場合に行うことと決められている。県警としては、不動産業者の取引等の相手方が暴力団員、準構成員等でないことを確認するなど、暴力団排除条例上の義務を履行するために必要と認められる場合には、引き続き必要な情報を提供していくが、売買・仲介等の調査のためという目的では、情報提供できない。また、暴力団事務所については、消長が激しく、その情報の正確性を担保することができないことから非公開とせざるを得ない。また、半グレと称される準暴力団については、法律上、明確に定義付けられたものではなく、犯罪ごとに離合集散を繰り返すなど、流動的な要素があるため、非公開とせざるを得ない。



③「e-かなマップ」の充実した運営と情報提供について

回答 県管理道路でデジタル化を進めている道路台帳の情報については、引き続き「e-かなマップ」にて、公開していく。

④地籍調査の推進について

回答 県では、東日本大震災を契機に、大規模地震発生時に津波による浸水が想定される相模湾沿岸の都市部を「緊急重点地域」として位置づけ、平成24年度から集中的に地籍調査を実施し、促進を図っている。

⑤独居老人等の孤独死等への対応に関する支援について

回答 市町村が実施する地域支援事業の任意事業で、高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報電話受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等により随時（24時間365日）対応する事業について、県では地域支援事業交付金により財源の一部負担を行っている。



横浜市に対する要望活動と結果

①空き家対策に向けた新たな取り組みへの提言について

回答 空き家に関する相談は多岐に渡るため、令和元年11月に「空き家の総合案内窓口」を設置し、相談内容に応じて、専門家団体の相談窓口を紹介している。また、特定空き家等ではない空き家等についても、周辺住民からの相談を受け、管理不全状態であれば所有者に改善を促す働きかけを、区局連携により行っている。

空き店舗の活用については「商店街ベストマッチング事業」を実施し、改修費用の助成や開業支援助成を行っている。

②第1種低層住居専用地域における容積率の緩和および敷地面積の最低限度の緩和について

回答 第1種低層住居専用地域における容積率や最低敷地面積の制限については、近年の社会情勢や経済状況等の変化とともに、これまで維持・保全してきた住環境とのバランスなどを踏まえながら、見直しが必要かどうかも含め検討を進めていく。なお、今回行う用途地域等の見直しについては、都市計画審議会での審議や地元説明会など、これから数年かけて必要な手続きを丁寧に進めていく。また、社会情勢等の変化への対応など、今後にも必要に応じ、都市計画について見直しを図っていくことも検討していく。

③管路情報の開示について

回答 給水装置の宅地内部分の情報開示について、個人情報保護を目的とする「個人情報の保護に関する法律」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に基づき、情報提供の対象者は、「給水装置の所有者または使用者」、「所有者等から委任を受けた者」、「給水装置工事を予定する者」としている。

「対象土地所有者の委任をうけた者」への情報提供については、給水装置所有者と対象土地所有者が同一でない場合でも登記簿の確認や給水装置所有者変更届けによって提供している。

「宅地建物取引士」への情報提供は、「給水装置工事を予定する者」に該当しないが、宅地建物取引士を含め、不動産事業者にとっては、土地・建物の取引において、重要事項説明等に必要の情報であるため、水道メーターまでの給水管の口径、管の種類、敷設年度などの情報は提供している。

④狭あい道路整備の促進について

回答 整備促進路線については、その路線での拡幅整備の実現性、地域の安全性や利便性の向上等に対する効果、地域の方のご理解などを総合的に判断しながら、追加指定を進めていく。



「重点路線」が整備促進路線という前提で答えると、整備促進路線は、概ね100m間隔の道路ネットワークを形成するために、4m未満の狭い道路を市長が指定している。

⑤あんしん入居事業の利用促進について

回答 「民間住宅あんしん入居安否確認サービスモデル事業」は、平成30年11月30日にて終了しているが、モデル事業は、多様なニーズに対応した効果的な見守り支援の在り方や住宅セーフティネット制度との統合について横浜市居住支援協議会で検討していく。

安否確認等を含む入居者への支援については部局間の連携の必要性もあることから、横浜市居住支援協議会の活動の中で区役所との連携も含めて検討していく。

⑥第1種低層住居専用地域におけるコンビニエンスストアの立地許可手続きについて

回答 横浜市では、国の助言を踏まえ、平成29年4月1日に許可基準を定めて、これまでに2件許可している。許可に際しては、許可条件に適合するだけでなく、地域の実情を踏まえ、立地の妥当性、周辺環境への影響などを総合的に検討し「良好な住居の環境を害するおそれがない」ことを慎重に判断する必要がある。

現在、これらの状況を1件ごとに総合的な見地から審査しているため、手続きに時間がかかっているが、今後許可実績を重ねていき、基準をより明確化するとともに手続きの迅速化を検討していく。

川崎市に対する要望活動と結果

①空き家対策としての既存住宅活性化と流通促進のための情報提供と今後の取組について

回答 本会を始めとした各種団体と、空き家の解消に向

けた連携体制について協議、検討を行い、その連携にあたり必要な場合には、空き家に関する情報の外部への提供の効果、課題について検討していく。

②川崎市最低敷地面積の撤廃、緩和について

回答 一律に最低敷地面積の規制を緩和することは困難であるが、地区計画の策定により低層住宅地として良好な居住環境が確保される場合で、地域の住民の合意形成が図られる気運が高まった地域においては、その検討について支援していく。また個別の事情等による敷地面積の最低限度以下への分割に関しては、一定の条件を満たし許可を受けることで対応可能となっている。



③都市計画道路の見直し改善と推進希望について

回答 都市計画道路について、平成30年3月に見直し方針を改定し、新たに3路線3区間を見直し候補に位置づけ、路線バスの走行環境改善に向けた改良検討を実施した。今後も定期的に都市計画道路の見直しを実施していく。横浜生田線については、市境をまたぎ横浜市の都市計画道路元石川線と接続する計画となっていることから、横浜市と連携し取り組んでいる。

④川崎市高齢者等緊急通報システムの利用条件の緩和と運用のための予算確保について

回答 携帯型緊急通報システムのサービスを導入し、認知症高齢者及び要介護認定を受けた若年性認知症の方にも対象要件を緩和した。また、65歳未満の重度身体障害者で一定の要件を満たした場合に緊急通報システム設置運営事業も実施している。

生活リズムセンサー、見守りセンサー等の設置助成制度及び見守り支援との連携協力の促進については、技術の進展に伴う新たな見守り機器の活用を含め、今後の介



護保険制度の改正や高齢者の在宅生活を支援する介護予防サービス、介護保険外サービスの状況などを踏まえて、検討する。

⑤まちづくり局建築指導課の分室設置について

回答 平成28年度からは職員の交代制による昼休み時間の窓口対応を実施し、平成29年度からは窓口混雑の緩和等を目的としたシステムによる証明交付を行っている。システムの運用状況等を確認しながら、引き続き、窓口業務の利便性の向上に努める。

⑥避難所に指定されている建物の空調等の設置について

回答 避難所における室温等の環境管理については、必要に応じてヒーターや移動式クーラー等を災害時協定に基づき調達している。学校施設整備に対する国の動向や他都市の先進事例を注視しながら、既存体育館への設置等に係る課題を踏まえ、関係部署と協議していく。

⑦私道の舗装及び上下水道管入れ替え工事の助成金について

回答 助成に当たっては、ある程度の公共性を担保するため、「現に一般の交通の用に供され、工事完了後も引き続き一般交通の用に供されること」、「両端が原則として公道へ接続していること」又は「公道に接続した行き止まり道路で5世帯以上が利用していること」などを助成対象としている。

各家庭の給水装置は、公道・私道の区別なく、各家庭固有の私有財産であるため、給水管入れ替え工事における助成はできない。

相模原市に対する要望活動と結果

①新都市交通構想の提案と都市機能の循環結束型の都市計画・街づくりについて

回答 平成28年度に策定した「新しい交通システム導入基本計画」では、段階的な運用や道路状況に応じた柔



軟な対応が可能である「幹線快速バスシステム（BRT）」を、南部地域の拠点施設を連携するルートに導入することとしており、現在、道路混雑の解消やバスの定時性・速達性に取り組んでいる。

②相模大野駅南口の用途地域変更等を含む再開発見直しの企画立案と実施について

回答 近隣に住居系用途地域があり、建築物の高層化による日照など周辺の居住環境の変化や周辺との土地利用の調和等の影響も想定されることから、商業地域における高次な都市機能の集約を図る点においても、要望の地区における近隣商業地域から商業地域への用途地域の見直しの他、相模大野の活性化につながる土地利用について、慎重に検討したい。

③給水装置工事に係る「水道加入金」の撤廃の要求について

回答 現在、企業庁で有識者等を構成員とする「神奈川県営水道懇話会」において、今後の水道料金体系のあり方を検討している中で、水道利用加入金制度のあり方についても、他の水道事業体の動向も注視しながら検討している。

その他財務諸表、各地区連盟の活動報告等は、本連盟ホームページをご参照ください。

<http://www.kanataku-seiren.jp>

神奈川県議会正副議長表敬訪問

6月19日（金）、本連盟顧問議員で神奈川県議会第113代議長に就任された 嶋村 ただし議員（自由民主党）および副議長に就任された いそもと 桂太郎議員（自由民主党）を草間時彦会長はじめ本連盟役員が訪問しました。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、テナントからの家賃引き下げ要請等の不動産に係わる諸問題や地方創生臨時交付金等について意見が交わされました。



前列左から いそもと 県議会副議長、嶋村 県議会議長
後列左から 岩城横浜西部地区本部長、岡田 幹事、草間 会長、
桐ヶ谷 幹事長、助野横浜北地区本部長、嶋村 総務・政策委員長

会費納入 の お願い

日頃より本連盟の運営にご協力いただきありがとうございます。
本連盟では、会員の権益擁護のため、下記のとおり様々な活動
を行い成果を得ています。こうした要望活動を継続して実施してい
くためにも、会員の皆様のご協力が必要です。

会費納入につきまして、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

幹事長 桐ヶ谷 修幸
財務委員長 横溝 徹



要望活動で
こんな成果が…!!

「仲介手数料の両手禁止」の政策を阻止

2009年、当時民主党政権時に、民主党のマニフェスト
の基となる政策集の中で、「仲介手数料を原則両手禁止
とする」と謳われていました。これに対して、本連盟が
民主党神奈川県総支部連合会に強く抗議し、民主党の顧
問国会議員が、直ちに党執行部と交渉し、マニフェスト
掲載を阻止することができました。その結果、現在の手
数料体系を維持されています。

異業種からの宅建業参入を阻止

旧国営企業の JR、NTT、日本郵政が不動産部門を設
立するたびに、国営時代からの承継資産や自社ビルおよ
び自社保有の土地の開発に特化することとし、街の不動
産取引に介入しないよう、また、JR の駅や郵便局に不
動産店を設けることのないよう強く要請し、現在の体制
が維持できています。

また2018年以降、毎年、地方銀行の全国組織が宅建
業へ参入できるよう制度改革を要望していましたが、こ

ちらについても同様に、我々中小の不動産業者の権益擁
護のために、参入を阻止してきました。

生活保護受給の入居者からの賃料代理納 付制度の拡充（2007年度・2015年度）

かつて、生活保護受給の入居者が家賃を支払わず、賃
貸管理の業者やオーナーが不利益を被るケースが頻繁に
起きている現状を公明党の顧問国会議員に報告した結
果、生活保護法の改正に至りました。生活保護者に代わ
って自治体が家主や管理会社に賃料を直接納付できる「代
理納付制度」が創設されました。

低未利用地の適切な利用・管理を促進す るための特例措置の創設（2019年度）

近年空き家・空き地問題が深刻化するなかで、所有者
不明の土地の発生予防や地域経済の活性化に向けて、譲
渡価額が 500 万円以下で都市計画区域内にある一定の
低未利用地を譲渡した場合に、長期譲渡所得から 100
万円を控除する特例措置が創設されました。

成果の享受

宅建政連の活動に対する成果は、土地住宅税制特例措置の延長や各法令改
正といったように、有形なものではなく無形の財となっています。土地住
宅政策・税制を通じ間接的に会員の皆様に利益を還元しています。

関連団体について

宅建政連の関連団体である全国宅建政
治連盟（全政連）は、47 都道府県政治連盟
で構成され、土地住宅政策や税制など諸
課題について国政の場へ宅建業者 10 万
名の声を反映させています。

会費と政治資金規正法について

宅建政連は、業界の事業環境と消費者の住環境を向上させるた
め、政治資金規正法に基づき神奈川県選挙管理委員会に届出して
いる政治団体です。会費は、政治資金規正法および本連盟の会則
に基づき、法人からの支払いは現在のところ認められていません
ので、会員個人より納入していただきます。

政治資金規正法（抜粋）

（会費とは）第 4 条第 2 項「党費又は会費」とは、いかなる名称をもってするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相
当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいう。

（寄付とは）第 4 条第 3 項 金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付で、会費その他の債務の履行とされるもの以外をいう。
（法人からの会費の禁止）第 4 条第 2 項、第 21 条第 1 項 法人その他の団体が負担する党費又は会費は寄付とみなす。会社・労働組合・
職員団体・その他の団体は政党および政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄付をしてはならない。

神奈川県宅建政治連盟

発行者：会長 草間 時彦／編集：総務・政策委員会
〒 231-0013 横浜市中区住吉町 6-76-3 神奈川県不動産会館

TEL 045 (633) 3053
FAX 045 (633) 3037